平成３０年（フ）第９号
大分県佐伯市米水津大字宮野浦637番地、前住所大分県佐伯市中ノ島東町３番２号　プリマベーラＩＩ203号室
債務者　増井　貴義
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成３０年（フ）第３３５号
愛知県北名古屋市沖村六反27番地　シェノワ101号
債務者　福浦　良美（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０２号
北海道旭川市豊岡６条９丁目１番４号
債務者　須川　正雄
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０５号
北海道旭川市神居５条11丁目１番11号　コペル511　203号室
債務者　佐藤　隆利
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０９号
北海道旭川市３条通21丁目1973番地の13
債務者　三浦　勇
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１０号
北海道旭川市３条通21丁目1973番地の13
債務者　三浦　秀子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１１号
北海道旭川市工業団地１条２丁目４番20号　アパートメントコアラ103号
債務者　杉澤　雅則
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１４号
北海道旭川市旭町２条14丁目297番地の119　クレストコート　201号室
債務者　坂井　愛
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１５号
北海道旭川市末広東１条14丁目２番７号　ヒロ40　201号室
債務者　高森　志乃
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１９号
北海道旭川市豊岡８条５丁目５番３号　豊岡第２小岩ハイツ101号室
債務者　富士原冨美子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２３号
北海道旭川市春光台４条５丁目13番２―221号　春光台団地２号棟　221号
債務者　玉置　逸人
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９５６号
大阪市東住吉区西今川１丁目５番３号
債務者　打出眞由美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０１２号
大阪府交野市星田１丁目23番９号、前住所奈良県大和高田市昭和町１番３―310号　ハイライフ
債務者　久保田　昇
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３４７４号
東京都大田区南蒲田３丁目８―６―10
債務者　高橋　典夫
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部